

# 子ども・子育て支援に 関する各種事業等の 基準案について

平成26年5月2日

津市健康福祉部 子育て推進課



## A 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準案

◆子ども子育て支援法第34条第2項の規定により、同条第3項に掲げる以下の事項について基準を定めるものとする。

- ・利用定員について
- ・小学校就学前の子どもの適切な処遇の確保及び秘密の保持並びに小学校就学前子どもの健全な発達に密接に関連するもの

項目	国基準案	本市基準案																																			
利用開始に伴う基準	<p>・認定こども園及び保育所の利用定員は20人以上とする。</p> <p>・特定教育・保育施設は施設の区分に応じ、小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定める。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr><td style="width: 30%;">認定こども園</td><td>1号認定の子ども</td></tr> <tr><td></td><td>2号認定の子ども</td></tr> <tr><td></td><td>3号認定の子ども（1、2歳）</td></tr> <tr><td></td><td>3号認定の子ども（0歳）</td></tr> <tr><td>幼稚園</td><td>1号認定の子ども</td></tr> <tr><td>保育所</td><td>2号認定の子ども</td></tr> <tr><td></td><td>3号認定の子ども（1、2歳）</td></tr> <tr><td></td><td>3号認定の子ども（0歳）</td></tr> </table> <p>・特定地域型保育事業の各事業も定員を定める。その際に、3号認定こどもの定員を0歳と、1、2歳に分けて定める。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">特定地域型保育の種類</th> <th style="width: 20%;">定員（人）</th> <th style="width: 40%;">定員区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家庭的保育事業</td> <td>1～5</td> <td rowspan="4">3号認定の子ども（1、2歳）と、3号認定の子ども（0歳）に分ける。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">小規模保育事業</td> <td>A型</td> <td>6～19</td> </tr> <tr> <td>B型</td> <td>6～19</td> </tr> <tr> <td>C型</td> <td>6～10 （経過措置あり）</td> </tr> <tr> <td>居宅訪問型保育事業</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事業所内保育事業</td> <td>—</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>（事業所内保育事業については、事業主の雇用する労働者等の監護する子と、その他の子についてそれぞれ定める）</p>	認定こども園	1号認定の子ども		2号認定の子ども		3号認定の子ども（1、2歳）		3号認定の子ども（0歳）	幼稚園	1号認定の子ども	保育所	2号認定の子ども		3号認定の子ども（1、2歳）		3号認定の子ども（0歳）	特定地域型保育の種類	定員（人）	定員区分	家庭的保育事業	1～5	3号認定の子ども（1、2歳）と、3号認定の子ども（0歳）に分ける。	小規模保育事業	A型	6～19	B型	6～19	C型	6～10 （経過措置あり）	居宅訪問型保育事業	1		事業所内保育事業	—		<p>国基準案のとおりとする。</p> <p>（4条1,2項・従）</p> <p>（37条1,2項・従）</p> <p>（附則4条・経過措置）</p>
	認定こども園	1号認定の子ども																																			
	2号認定の子ども																																				
	3号認定の子ども（1、2歳）																																				
	3号認定の子ども（0歳）																																				
幼稚園	1号認定の子ども																																				
保育所	2号認定の子ども																																				
	3号認定の子ども（1、2歳）																																				
	3号認定の子ども（0歳）																																				
特定地域型保育の種類	定員（人）	定員区分																																			
家庭的保育事業	1～5	3号認定の子ども（1、2歳）と、3号認定の子ども（0歳）に分ける。																																			
小規模保育事業	A型		6～19																																		
	B型		6～19																																		
	C型		6～10 （経過措置あり）																																		
居宅訪問型保育事業	1																																				
事業所内保育事業	—																																				
提供する教育・保育の内容及び手続きの説明、同意、契約	<p>・施設・事業者は、適切な教育・保育を提供するため、提供の開始に当たって、あらかじめ、保護者に対して事前説明を行った上で、同意を得る。</p> <p>・その際、事前説明を要する事項としては、運営規程の概要、苦情処理体制、事故発生時の対応といった、</p>	<p>国基準案のとおりとする。</p> <p>（5条1項・従）</p> <p>（38条1項・従）</p>																																			

		施設・事業の選択に資すると認められる事項を対象とする。	
	応諾義務	・利用の申し込みを受けたときは、正当な理由がなければ拒んではならない。	国基準案のとおりとする。 (6条1項・従) (39条1項・従)
	定員を上回る利用の申し込みがあった場合の選考	・認定こども園・幼稚園は、定員に空きがない場合、定員を上回る利用の申し込みがあった場合は、①抽選、②先着順、③建学の精神等設置者の理念に基づく選考などの方法により選考を行う。 ・認定こども園・保育所は、定員に空きがない場合、定員を上回る利用の申し込みがあった場合は、保育の必要の程度、家庭等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高い子どもが優先的に利用できるよう選考する。 ・、各施設・事業者において選考方法をあらかじめ明示した上で、選考を行わなければならない。 ・利用申し込みに対して、施設・事業者が自ら適切な教育・保育を提供することが困難なときは、他の適切な施設・事業者を紹介する等、必要な措置を講じなくてはならない。	国基準案のとおりとする。 (6条2,3,4項・従、5項・参) (39条2,3項・従、4項・参)
	あっせん、調整及び要請に対する協力	・施設・事業者は、市町村が行うあっせん及び要請にできる限り協力しなければならない。	国基準案のとおりとする。 (7条1,2項・従) (40条1,2項・従)
	支給認定証の確認、支給認定申請の援助	・施設・事業者は、支給認定証によって子どもの区分、支給認定の有効期間等を確認する。 ・施設・事業者は、支給認定申請が行われていない場合には、申し込みの意思を踏まえて、速やかに適切な申請がなされるよう援助をする。	国基準案のとおりとする。 (8,9条・参) (50条準用・参)
教育・保育の提供に伴う基準	幼稚園教育要領、保育所保育指針等に則った教育・保育の提供	・幼稚園は幼稚園教育要領、保育所は保育所保育指針、幼保連携型認定こども園は幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）に基づき（幼保連携型認定こども園以外の認定こども園は幼保連携型認定こども園保育要領の内容も踏まえる）、子どもの心身の状況等に応じ、適切に教育・保育を提供しなくてはならない。	国基準案のとおりとする。 (15条1項・従)
		・地域型保育事業は保育所保育指針に準じて、子どもの心身の状況を踏まえ、適切に保育を提供しなくてはならない。	(44条・従)
	子どもの適切な処遇（虐待の禁止等を含む	施設・事業者は、以下のような事項に対して適切な処遇を行う。 ①利用児童の平等取扱い、②虐待等の禁止、③懲戒に	国基準案のとおりとする。 (24,25,26条・

	む)	係る権限の濫用禁止。	従) (50条準用・従)
	連携施設との連携（地域型保育事業のみ）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域型保育事業（居宅訪問型を除く）を行う事業者は、①集団保育を体験させるための機会の設定等、②代替保育に関する支援、③卒園後の受け入れの観点から、連携施設を適切に確保しなければならない。</li> <li>・居宅訪問型保育事業を行う者は、保育する乳幼児の障がい・疾病等の状態に応じて連携する障害児入所支援施設等を確保する</li> <li>・事業所内保育事業を行う者で、利用定員を20人以上とした者は上記①・②に係る連携協力を求める必要はない。</li> </ul>	国基準案のとおりとする。 (42条 1, 2, 3項・従)
	上乗せ徴収等の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設・事業者は、法に定める利用者負担を受領するものとし、その上で、それ以外に実費徴収・実費徴収以外の上乗せ徴収をすることができる。</li> <li>・実費徴収、実費徴収以外の上乗せ徴収を行う場合、各施設・事業者においてあらかじめ額や理由を明示する。</li> </ul>	国基準案のとおりとする。 (13条 3, 4, 6号・従) (43条 3, 4, 6号・従)
	特別利用保育・特別利用教育の提供	施設・事業者が、特別利用保育・特別利用教育・特別利用地域型保育・特定利用地域型保育を提供する場合の職員配置、設備、教育・保育の内容等については、当該施設・事業で定員を設定している認定区分の子どもと同じ認可基準等によることを基本とする。	国基準案のとおりとする。 (35, 36条・従) (51, 52条・従)
	利用者に関する市町村への通知（不正受給の防止）	給付（委託費）を受けている子どもの保護者が虚偽・不正行為によって教育・保育の提供を受けている、又は受けようとしていることを施設・事業者が把握した場合、市町村に対して通知する。	国基準案のとおりとする。 (19条・参) (50条準用・参)
管理・運営等に関する基準	運営規程の策定	施設・事業者は、運営規程において、以下の事項について定める。 ①施設・事業の目的及び運営の方針、②提供する特定教育・保育、特定地域型保育の内容、③職員の職種、員数及び職務の内容、④教育・保育の提供を行う日及び時間（開所時間）、提供を行わない日（休業日）、⑤利用者負担その他の費用に関する事項（実費徴収・上乗せ徴収の有無・理由・その額を含む）、⑥利用定員、⑦施設・事業の利用開始・終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項（入園資格、選考を行う場合の基準を含む）、⑧緊急時等における対応方法、⑨非常災害対策、⑩虐待の防止のための措置に関する事項、⑪その他施設・事業の運営に関する重要事項	国基準案のとおりとする。 (20条・参) (46条・参)
	個人情報管理（秘密保持）	施設・事業の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た子ども及びその保護者の秘密を漏らして	国基準案のとおりとする。

	<p>はならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設・事業者は、職員であった者が、正当な理由なく業務上知り得た情報を漏らすことがないように、施設・事業者は必要な措置を講じる。</li> <li>一方、地域型保育事業から教育・保育施設への接続や小学校との接続などのため情報を提供する際には、あらかじめ文書により保護者の同意を得ておく。</li> </ul>	<p>(27 条 1, 2, 3 項・従)</p> <p>(50 条準用・従)</p>
事故発生の防止、発生時の対応	<p>&lt;事故の発生（再発）防止&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設・事業者は、事故発生及び再発防止のために、以下の措置を講じる。①事故が発生した場合の対応、事故の発生又はそれに至る危険性がある場合の報告の方法等が記載された事故発生防止のための指針を整備すること、②事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、報告・分析を通じて改善策を従業員に周知徹底する体制を整備すること、③事故発生防止のための委員会及び従業員に対する研修を定期的に行うこと。</li> </ul> <p>&lt;事故発生時の対応&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設・事業者は、事故が発生した場合の対応として、以下の措置を講じる。①事故が発生した場合、保護者（家族）、市町村に対する速やかな報告を行うこと。②その際、事故発生時の状況、処置等に関する記録をとること。③賠償すべき事故が発生した場合、速やかに損害賠償を行うこと。</li> </ul>	<p>国基準案のとおりとする。</p> <p>(32 条各項・従)</p> <p>(50 条準用・従)</p>
評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己評価及びそれに基づく改善については、すべての教育・保育施設、地域型保育事業者が行う。</li> <li>その上で、施設・事業の種類にかかわらず、施設関係者（保護者等）評価、第三者評価の受審に努め、それらの結果を公表し、その改善を図るよう努めなければならない。</li> </ul>	<p>国基準案のとおりとする。</p> <p>(16 条・参)</p> <p>(45 条・参)</p>
苦情処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設・事業者は、利用者、保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置等、必要な措置を講じる。</li> <li>施設・事業者は、苦情に関連して確認主体である市町村が行う調査指導等に対し、必要な協力、改善等を行う。</li> </ul>	<p>国基準案のとおりとする。</p> <p>(30 条・参)</p> <p>(50 条準用・参)</p>
会計の区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設・事業者は、教育・保育施設・地域型保育事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。</li> </ul>	<p>国基準案のとおりとする。</p> <p>(33 条・参)</p> <p>(50 条準用・参)</p>
勤務体制の確保等	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設・事業者は、適切な教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務体制を定め、教育・保育を</li> </ul>	<p>国基準案のとおりとする。</p>

		提供していくとともに、必要な研修機会を確保し、資 質向上等を図る。	(21条・参) (47 条・参)
	情報の提供等	・施設・事業者は、その施設・事業について広告する 場合、虚偽又は誇大なものとしてはならない。	(28条・参) (50条準用・参)

## B 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準案

◆児童福祉法第34条の16第1項の規定により、同条第2項に掲げる以下の事項について基準を定めるものとする。

- ・職員の資格、員数
- ・乳幼児の適切な処遇の確保、安全の確保、秘密の保持並びに児童の健全な発達に密接に関連するもの

### 1 家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準案

項目	国基準案		本市基準案（省令条数）
保育従事者	家庭的保育者 ※市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者 家庭的保育補助者 ※市長村長が行う研修を修了した者		国基準案のとおりとする。 (23条1-2項・従)
職員数	0～2歳児3：1 (家庭的保育補助者を置く場合5：2)		国基準案のとおりとする。 (23条3項・従)
設備・面積	保育室等	<b>保育を行う専用居室</b> 1人3.3㎡ <b>(部屋自体は9.9㎡以上が必要)</b>	国基準案のとおりとする。 (22条1,2号・参)
	屋外遊戯場	<b>同一敷地内に遊戯等に適当な広さの庭</b> <b>※付近の代替地可</b> 1人3.3㎡(2歳児)	国基準案のとおりとする。 (22条5,6号・参)
給食	給食	自園調理 (調理業務委託及び連携施設等からの搬入可) ※同一事業者が運営する小規模保育事業、社会福祉施設、病院を含む	国基準案のとおりとする。 (15条・従)
	設備	調理設備	国基準案のとおりとする。(22条4号・従)
	職員	調理員 ※調理業務を全部委託する場合や連携施設等からの搬入の場合は置かないことができる	国基準案のとおりとする。 (23条1項・従)
耐火基準	<b>基本的には上乗せ規制なし</b>		国基準案のとおりとする。(22条・参)
連携施設	連携施設の設定が必要 ※経過措置あり		国基準案のとおりとする。(6条・従)
嘱託医	嘱託医 ※連携施設と同一の嘱託医に委嘱することも可能		国基準案のとおりとする。(23条・従)



2-1 小規模保育事業（A型）の設備及び運営に関する基準案

項目	国基準案		本市基準案
保育従事者	保育士 ※保育士の数の算定に当たっては、保健師又は看護師を1人に限り保育士とみなすことができる		国基準案のとおりとする。 (29条1,3項・従)
職員数	<ul style="list-style-type: none"> <li>以下の配置に加え1人配置すること</li> <li>0歳児 3:1</li> <li>1・2歳児 6:1</li> <li>〔3歳児 20:1〕</li> <li>〔4・5歳児 30:1〕</li> <li>・常時2人を下回ってはならない</li> </ul> ※保育士の配置が2名以上の場合は、保健師又は看護師を1人に限り保育士とみなすことができる		国基準案のとおりとする。 (29条2項・従)
設備・面積	保育室等	0歳・1歳児 乳児室又はほふく室1人3.3㎡ 2歳児以上 保育室1人1.98㎡	国基準案のとおりとする。 (28条1,2号・参)
	その他	便所	国基準案のとおりとする。 (28条1号・参)
	屋外遊戯場	満2歳児以上の児童1人につき3.3㎡以上 ※事業所の付近にある他の公的施設の敷地その他の屋外遊戯場に代わるべき場所を含む	国基準案のとおりとする。 (28条5号・参)
給食	給食	自園調理 (調理業務委託及び連携施設等からの搬入可) ※同一事業者が運営する小規模保育事業、社会福祉施設、病院を含む	国基準案のとおりとする。 (15,16条・従)
	設備	調理室又は調理設備 (他施設から搬入する場合についても、調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備が必要)	国基準案のとおりとする。 (15,16条・従)(28条1号・従)
	職員	調理員 ※調理業務を全部委託する場合や連携施設等からの搬入の場合は置かないことができる	国基準案のとおりとする。 (29条1項・従)
耐火基準	保育室等を2階以上に設ける場合について <ul style="list-style-type: none"> <li>耐火建築物又は準耐火建築物</li> <li>乳幼児の転落防止設備</li> <li>常用（屋内階段又は屋外階段）、避難用（バルコニー、スロープ、屋外階段等）の避難設備</li> <li>消火器及び非常警報器具</li> </ul>		国基準案のとおりとする。 (28条7項・参)
連携施設	連携施設を確保すること。ただし子ども・子育て支援法施行の日から5年間（平成31年度まで）は経過措置として設定しないことができる。		国基準案のとおりとする。 (6条・従)
嘱託医	嘱託医を置く ※連携施設と同一の嘱託医に委嘱することも可能		国基準案のとおりとする。 (29条1項・従)
その他	入所時の健康診断及び年2回以上の定期健康診断及び臨時		国基準案のとおりとする。

	健康診断を実施し、調理員の健康診断は綿密な注意を払うこと	(17条各項・参)
--	------------------------------	-----------

## 2-2 小規模保育事業（B型）の設備及び運営に関する基準案

項目	国基準案	本市基準案	
保育従事者	保育士、保育従事者（市町村が行う研修を修了した者） 半数以上を保育士とすること ※保育士の数の算定に当たっては、保健師又は看護師を1人に限り保育士とみなすことができる	国基準案のとおりとする。 (31条1,2項・従)	
職員数	・以下の配置に加え1人配置すること 0歳児 3:1 1・2歳児 6:1 〔3歳児 20:1〕 〔4・5歳児 30:1〕 ・常時2人を下回ってはならない ※保育士の配置が2名以上の場合は、保健師又は看護師を1人に限り保育士とみなすことができる	国基準案のとおりとする。 (31条2項・従)	
設備・面積	保育室等	0歳・1歳児 乳児室又はほふく室1人3.3㎡ 2歳児以上 保育室1人1.98㎡	国基準案のとおりとする。 (32条準用28条・参)
	その他	便所	国基準案のとおりとする。 (32条準用28条・参)
	屋外遊戯場	満2歳児以上の児童1人につき3.3㎡以上 ※事業所の付近にある他の公的施設の敷地その他の屋外遊戯場に代わるべき場所を含む	国基準案のとおりとする。 (32条準用28条・参)
給食	給食	自園調理 (調理業務委託及び連携施設等からの搬入可) ※同一事業者が運営する他の小規模保育事業、社会福祉施設、病院を含む	国基準案のとおりとする。 (15,16条・従)
	設備	調理室又は調理設備 (他施設から搬入する場合についても、調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備が必要)	国基準案のとおりとする。 (15,16条・従)(32条準用28条・従)
	職員	調理員 ※調理業務を全部委託する場合や連携施設等からの搬入の場合は置かないことができる	国基準案のとおりとする。 (31条1号・従)
耐火基準	保育室等を2階以上に設ける場合について ・耐火建築物又は準耐火建築物 ・乳幼児の転落防止設備 ・常用（屋内階段又は屋外階段）、避難用（バルコニー、スロープ、屋外階段等）の避難設備 消火器及び非常警報器具	国基準案のとおりとする。 (32条準用28条7号・参)	
連携施設	連携施設を確保すること。ただし子ども・子育て支援法施行の日から5年間（平成31年度まで）は経過措置として	国基準案のとおりとする。 (6条・従)	

	設定しないことができる。	
嘱託医	嘱託医を置く ※連携施設と同一の嘱託医に委嘱することも可能	国基準案のとおりとする。 (31条1号・従)
その他	入所時の健康診断及び年2回以上の定期健康診断及び臨時健康診断を実施し、調理員の健康診断は綿密な注意を払うこと	国基準案のとおりとする。 (17条・参)

### 2-3. 小規模保育事業（C型）の設備及び運営に関する基準案

項目	国基準案	本市基準案	
保育従事者	家庭的保育者 ※市町村長が行う研修を終了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者 家庭的保育補助者 ※市長村長が行う研修を修了した者	国基準案のとおりとする。 (34条1号・従)	
職員数	0～2歳児 3:1 (家庭的保育補助者を置く場合5:2)	国基準案のとおりとする。 (34条2号・従)	
設備・面積	保育室等	0歳・1歳児 乳児室又はほふく室1人3.3㎡ 2歳児以上 保育室1人3.3㎡	国基準案のとおりとする。 (33条・参)
	その他	便所	国基準案のとおりとする。 (33条・参)
	屋外遊戯場	満2歳児以上の児童1人につき3.3㎡以上 ※事業所の付近にある他の公的施設の敷地その他の屋外遊戯場に代わるべき場所を含む	国基準案のとおりとする。 (28条4号・参)
給食	給食	自園調理 (調理業務委託及び連携施設等からの搬入可) ※同一事業者が運営する他の小規模保育事業、社会福祉施設、病院を含む	国基準案のとおりとする。 (15,16条・従)
	設備	調理室又は調理設備 (他施設から搬入する場合についても、調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備が必要)	国基準案のとおりとする。 (15,16条・従) (33条1号・従)
	職員	調理員 ※調理業務を全部委託する場合や連携施設等からの搬入の場合は置かないことができる	国基準案のとおりとする。 (34条1項・従)
耐火基準	保育室等を2階以上に設ける場合について ・耐火建築物又は準耐火建築物 ・乳幼児の転落防止設備 ・常用（屋内階段又は屋外階段）、避難用（バルコニー、スロープ、屋外階段等）の避難設備 消火器及び非常警報器具	国基準案のとおりとする。 (33条7号準用28条7号・参)	
連携施設	連携施設を確保すること。ただし子ども・子育て支援法施行の日から5年間（平成31年度まで）は経過措置として設定しないことができる。	国基準案のとおりとする。 (6条・従)	

嘱託医	嘱託医を置く ※連携施設と同一の嘱託医に委嘱することも可能	国基準案のとおりとする。 (34条1項・従)
その他	入所時の健康診断及び年2回以上の定期健康診断及び臨時健康診断を実施し、調理員の健康診断は綿密な注意を払うこと	国基準案のとおりとする。 (17条・参)

### 3 居宅訪問型保育事業の設備及び運営に関する基準案

項目	国基準案	本市基準案
保育従事者	家庭的保育者（必要な研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者）	国基準案のとおりとする。 (39条・参)
職員数	0～2歳児 1：1	国基準案のとおりとする。 (39条・参)
連携施設	連携施設の設定は一律には求めない ※障害や疾病のある子どもの個別ケアを行う場合には、それに関するバックアップ等の形で、設定を求めていくことを基本とする。	国基準案のとおりとする。 (6条・参)

### 4 事業所内保育事業の設備及び運営に関する基準案

項目	国基準案	本市基準案
保育従事者	【定員20名以上】保育士 【定員19名以下】保育士、保育従事者（市町村が行う研修を修了した者） 半数以上を保育士とすること ※保育士の配置が2名以上の場合は、保健師又は看護師を1人に限り保育士とみなすことができる	国基準案のとおりとする。 (44条, 47条・従)
職員数	【定員20名以上】 0歳児 3：1 1・2歳児 6：1 3歳児 20：1 4・5歳児 30：1 【定員19名以下】 ・以下の配置に加え1名配置すること 0歳児 3：1 1・2歳児 6：1 ・常時2人を下回ってはならない ※保育士の配置が2名以上の場合は、保健師又は看護師を1人に限り保育士とみなすことができる	国基準案のとおりとする。 (44条, 47条・従)
設備・面積	保育室等 【定員20名以上】 0・1歳児 乳児室 1人 1.65 m <sup>2</sup> 又はほふく室 1人 3.3 m <sup>2</sup> 2歳以上児 保育室 1人 1.98 m <sup>2</sup>	国基準案のとおりとする。 (43条, 48条準用 28条・参)

		【定員19名以下】 乳児室／ほふく室1人3.3㎡ 保育室1人1.98㎡	
	屋外遊戯場	満2歳児以上の児童1人につき3.3㎡以上 ※付近の代替地可	国基準案のとおりとする。 (43条, 48条準用28条・参)
給食	給食	自園調理※1 (調理業務委託及び連携施設等からの搬入可) ※同一事業者が運営する小規模保育事業、社会福祉施設、病院を含む ※1 現在自園調理を行っていない事業から移行する場合は、第1期の市町村事業計画の終期である平成31年度末までの間に体制を整える前提で、経過措置あり。	国基準案のとおりとする。 (15, 16条・従)
	設備	【定員20名以上】 調理室 【定員19名以下】 調理設備	国基準案のとおりとする。 (43条1, 5号, 48条準用28条・従)
	職員	調理員 ※調理業務を全部委託する場合や連携施設等からの搬入の場合は置かないことができる	国基準案のとおりとする。 (44条, 47条・従)
耐火基準		保育室等を2階以上に設ける場合について ・耐火建築物又は準耐火建築物 ・乳幼児の転落防止設備 ・常用(屋内階段又は屋外階段)、避難用(バルコニー、スロープ、屋外階段等)の避難設備 消火器及び非常警報器具	国基準案のとおりとする。 (43条8号, 48条準用28条・参)
連携施設		【定員19名以下】 保育内容の支援に係る連携施設の設定が必要 (従業員の子ども) 必ずしも求めない (地域枠の子ども) 卒園後の受け皿に係る連携施設の設定が必要(経過措置あり)。	国基準案のとおりとする。 (6条・従)
嘱託医		嘱託医を置く ※連携施設と同一の嘱託医に委嘱することも可能	国基準案のとおりとする。 (44条, 47条・従)
地域枠の子どもの受け入れ		以下の表1の「地域枠の定員」以上とすること	国基準案のとおりとする。 (42条・参)

《表1》

定員区分		地域枠の定員	目安
1～10名	1～5名	1名	家庭的保育事業×1ヶ所程度
	6・7名	2名	

	8～10名	3名	
11～20名	11～15名	4名	家庭的保育事業（補助者付き）×1ヶ所程度
	16～20名	5名	
21～30名	21～25名	6名	小規模保育事業（下限）1ヶ所+1名程度
	26～30名	7名	
31～40名		10名	認可保育所の半分程度（特例保育所と同程度）
41～50名		12名	小規模保育事業（下限）×2ヶ所
51～60名		15名	家庭的保育事業（補助者付き）×3ヶ所程度
61～70名		20名	認可保育所（下限）×1ヶ所程度
71名～		20名	（以下20名で固定）

### C 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準案

◆ 以下の事項を「従うべき基準」、それ以外の事項は「参酌すべき基準」とする。

- ・従事する者
- ・員 数

項目	国基準案		本市基準案
従事する者	・「児童の遊びを指導する者」であって、都道府県知事が行う研修を修了したものとする（経過措置あり）		国基準案のとおりとする。 (10条3項・従)
員 数	・支援の単位ごとに2人以上配置することとし、うち1名は放課後児童支援員とし、その1名を除き、補助員をもってこれに代えることができる ・支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人とする		国基準案のとおりとする。 (10条2,4,5項・従)
施設・設備	専用区画	・専用区画等を設けること ・児童1人当たりおおむね1.65㎡以上とすること	国基準案のとおりとする。 (9条各項・参)
	その他	・専用区画等は、衛生、安全が確保されたものとする	
一般原則	・支援は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の基本的な生活習慣の確立等を図り、健全な育成を図ることを目的として行うこと		国基準案のとおり (5条各項・参)
開所時間及び日数	・小学校の授業の休業日は、1日8時間以上 ・小学校の授業の休業日以外の日は、1日3時間以上 ・年間250日以上を原則とする		国基準案のとおりとする。 (18条各項・参)
運営規定	・重要事項に関する運営規程を定めること（事業の目的及び運営の方針、職員の職種、員数及び職務の内容等） ・職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備すること		国基準案のとおりとする (14,15条各項・参)
その他の基準（※）	非常災害対策	・軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするよう努めなければならない	国基準案のとおりとする。 (6条各項・参)

	・避難及び消化に対する訓練は、定期的にこれを行わなければならない	
虐待等の禁止	・利用者に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない	国基準案のとおりとする。 (12条・参)
秘密の保持等	・正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない	国基準案のとおりとする。 (16条各項・参)
保護者、関係機関との連携	・常に利用者の保護者と密接な連絡を取り、理解及び協力を得るよう努めること ・地域社会との交流及び連携を図り、運営の内容を適切に説明するよう努めること ・市、児童福祉施設、小学校等と連携して、利用者の支援に当たること ・運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めること	国基準案のとおりとする。 (5, 19, 20条・参)
児童を平等に取り扱う原則	・利用者の国籍、信条又は社会的身分によって差別的取扱いをしてはならない	国基準案のとおりとする。 (11条・参)
衛生管理等	・感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めること	国基準案のとおりとする。 (13条・参)
苦情への対応	・苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じること	国基準案のとおりとする。 (17条・参)
職員の一般的要件	・従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であること ・職員は、常に自己研鑽に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に努めること	国基準案のとおりとする。 (7, 8条・参)
事故発生時の対応	・利用者に対する支援により事故が発生した場合には、速やかに、市、利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じること	国基準案のとおりとする。 (21条・参)

※今後示される省令により項目が追加・修正される可能性がある。